

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画案 (構成案)

(全体構成)

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
 - (1) 法的な位置づけ
 - (2) 関連計画との関係
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念

第3章 鳥栖市の子ども・子育て支援の現状

- 1 人口と児童の現状
- 2 子育て支援の現状

第4章 計画の施策内容

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 6 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する県との連携
- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画案

(記載内容の要旨)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- 計画策定の背景、少子化、待機児童対策、成長戦略等の国の対応経過
- 子ども・子育て支援法（以降「子育て支援法」）の制定、法の趣旨
- 鳥栖市の情勢
 - 人口増加傾向が続き当分の間、児童人口も維持されること
 - 待機児童が増加していること

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画（以降「事業計画」）の法定義務
- 策定にあたっては、鳥栖市子ども・子育て会議（以降「子育て会議」）の意見を聴取しながら策定すること

(2) 関連計画との関係

- 最上位の計画である市総合計画の部門別計画であること
- 地域福祉計画、障害者福祉計画等の関連計画との整合性をとること
- 現行の次世代育成支援対策推進法（以降「次世代法」）に基づく、次世代育成支援地域行動計画（以降「次世代計画」）は、子育て支援法による国の基本指針に基づき一部の事業は事業計画へ引き継ぎ、今後の本市における子育て支援施策の基本計画とすること

3 計画の期間

- 平成27年度～31年度までの5年間
- 中間年（平成28年度～29年度）に見直しあり

4 計画の策定体制

- 鳥栖市子ども・子育て会議の意見を聴取し、特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を盛り込んだ計画とする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- 現行の次世代計画（後期）の基本理念、市総合計画の目標をもとに整理し、事業計画の理念とする。

<参考> 現在の市総合計画、次世代計画（後期計画）

■鳥栖市総合計画（平成23年度～32年度）

1. まちの将来像

住みよさが実感できるまち

…保育サービスの充実などで子育てしやすい環境整備

2. まちづくりの基本目標

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

3. 取り組み

子育て支援を充実させます

（1）地域での子育て支援事業を進めます

- ・子育て支援センター事業
- ・要保護児童対策協議会
- ・子育て支援コーディネート事業
- ・育児相談、家庭訪問事業

（2）留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります

- ・放課後児童健全育成事業

（3）子育てと仕事の両立支援を行います。

- ・各種保育サービスの充実

（4）幼稚園と保育所連携を図ります

- ・幼保小連携事業、幼児教育振興助成事業

■鳥栖市次世代育成支援地域行動計画（後期計画・平成22年度～26年度）

1. 基本理念

子育てによるこびを感じるまち！

楽しく働くことのできるまち！

地域で子どもを育むまち！

2. 基本目標

基本目標1 子どもの笑顔に満ちたまちづくり

基本目標2 安心して子どもを生き育てることのできるまちづくり

基本目標3 地域で子どもを育てるまちづくり

基本目標4 子ども・子育てにやさしいまちづくり

第3章 鳥栖市の子ども・子育て支援の現状

⇒グラフ、図を記載

1 人口と児童の現状

- (1) 年齢区分（年少、生産年齢、高齢者人口等）の人口や割合の推移
- (2) 合計特殊出生率の推移
- (3) 就学前人口の推移（各年齢別）

2 子育て支援の現状

- (1) 教育・保育施設
 - 保育所、認可外保育所、事業所内保育所、幼稚園の施設数、利用者数の推移
- (2) 地域での子育て支援事業
 - 子育て支援センター、ファミサポ、放課後児童クラブ、乳幼児全戸訪問事業等の利用状況

第4章 計画の施策内容

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、現在の施設利用状況や地域の実情により設定した「提供区域」
- 提供区域設定の考え方

2 幼児期の学校教育・保育

- 認定区分別（1号～3号こども）、年度別に現在の利用状況と将来の利用希望をふまえた「量の見込み」
- 「量の見込み」に対応する「確保方策」を設定
- 「確保方策」は、①教育・保育施設及び②地域型保育事業に分け設定

【記載のイメージ】

【鳥栖市全域】 認定区分	H27年度				H28年度			
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
①量の見込	1,100	1,000	1,160	3,260	1,100	1,000	1,170	3,270
②確保内容	1,260	940	700	2,900	1,260	940	700	2,900
			40	40			40	40
②-①	160	▲ 60	▲ 420	▲ 320	160	▲ 60	▲ 430	▲ 330

3 地域子ども・子育て支援事業

- 「量の見込み」に対応する「確保方策」を設定
- 「確保方策」は、法定13事業別に記載

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

- 認定こども園の設置時期と普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 幼保小連携の取り組みの推進、2歳未満、3歳以上児の連携に関すること

- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - 育休明けでも教育・保育施設及び地域型保育事業を利用できるよう、保護者への適切な情報提供を行う。
 - 育児休業期間満了時（1歳到達）から、質の高い保育を利用できるよう、保育所、幼稚園等の環境整備を行う。

- 6 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する県との連携
 - (1) 子どもの虐待防止対策の充実
 - 養育支援を必要とする家庭の把握
 - 虐待の早期発見、早期対応、相談体制の強化
 - 要保護対策協議会を中核とする、関係機関との連携強化、情報の共有化
 - 社会的養護施策との連携、制度の周知啓発
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 子育て、生活支援、就業支援、経済的支援施策など総合的な自立支援
 - 子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブ利用における配慮
 - (3) 障害児など特別な支援が必要な子どもへの支援
 - 障害児など「支援が必要な児童に、必要な支援」を提供できる体制づくり

- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ⇒今後国が示す次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - 労働者、事業主の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - 育児休業制度の周知

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - 市関係部署、子育て支援に関する事業者（保育園、幼稚園、認可外保育所、放課後児童クラブ等）、小学校等と連携しながら取り組む
 - 人口動態、社会情勢の変化にも柔軟に対応し事業に反映させる。

- 2 進捗状況の管理
 - 施策の実施状況を各年度において点検、評価
 - 子育て会議の意見も参考にしながら評価
 - 人口動態等により量の見込みが大幅に変動する場合は、計画の見直しを行う